

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁捜一発第1号、丁刑企発第1号
令和2年1月9日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した適切な実況見分等の実施について（通達）

性犯罪捜査においては、被害の状況等を明らかにし、証拠を保全するため、被害者を立会人とした実況見分や被害状況の再現等（以下「実況見分等」という。）を行っているところであるが、下記の事項に留意の上、被害者の心情に配慮した適切な実況見分等の実施に努められたい。

なお、本通達については法務省刑事局及び最高検察庁とも協議済みである。

記

1 被害者の心情等への配慮

性犯罪捜査において、被害状況等を明らかにするために、実況見分等を実施する必要がある場合があるが、性犯罪の被害者にとって、被害に遭った現場を確認したり、被害時の状況を説明したりすることは、大きな精神的負担を伴うものである。

そのため、実況見分等を実施する必要がある場合には、その必要性等を被害者に丁寧に説明するとともに、被害者等のプライバシーの保護や被害者の体調等に十分配慮して行うこと。また、被害状況の再現を実施するに際しては、原則として、被害者を写真撮影することはせず、被害状況の再現が被害者の指示説明に基づいて実施されたことについては、その旨を被害者の供述調書に録取するなどして明らかにすること。

2 被害状況の再現の実施判断

被害者を立会人とした被害状況の再現の要否や実施範囲の判断に当たっては、被害者の精神的負担の軽減や二次的被害の防止にも配慮し、その必要性の有無や再現を実施する場面等について十分に検討すること。

一般に、被害状況等が撮影された画像等の被害状況を明らかにする客観的な証拠がある場合や、犯行態様が単純で被害者等の供述により被害状況が明らかとなる場合には、被害状況の再現を実施する必要性は低いと考えられることから、そのような場合には、個別の事件ごとに、必要に応じて検察官と協議した上で、被害状況の再現の要否等を判断すること。

なお、被害状況の再現を実施する場合には、警察官等が被疑者・被害者の代役となって実施することとし、被害者本人に被害者役を行わせないこと。

3 職員に対する指導教養

性犯罪の実況見分等を実施する際には、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員がその実施に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、実況見分等の実施に関与することが想定される警察職員に対しても、上記1及び2の運用について周知するとともに、被害者の心情に配慮した対応等について、様々な機会を利用し、広く指導教養を実施すること。